

地域生活支援拠点等の整備について

<説明会の報告>

【開催目的】

- ・厚生労働省の指針に基づき、各市町村の障害福祉計画に位置づけ、整備が求められている「地域生活支援拠点等」について周知する。
- ・市内事業者に対し、岸和田市での整備方法として、面的整備を提案し、意見集約を行う。
- ・議論の場としてのワーキンググループ開催するため、参加協力を依頼する。

【開催日・場所】平成 29 年 6 月 12 日・岸和田市立福祉総合センター

【出席事業者】22（市内に事業所を有する下記サービスの事業者。（ ）内は通知先数。）
生活介護 2（16）、施設入所支援 2（5）、共同生活援助（グループホーム）6（8）、
特定相談支援 9（27）、委託相談支援 3（3）

【内 容】

1. 地域支援拠点等について、障害があってもなくても、安全に安心して暮らせる地域を目指すためのシステム、求められる 5 つの機能について
 - ① 相談
 - ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）
 - ③ 緊急時の受入れ・対応（短期入所など）
 - ④ 専門性
 - ⑤ 地域の体制づくり
2. 整備が必要な背景
 - ・地域には、障害児者を支える様々な社会資源があるが、それぞれの有機的な結びつきは必ずしも十分でない（各機関の専門性を効果的に活かした連携体制になっていない）
 - ・緊急時の対応、重度心身障害、強度行動障害等、支援が難しい障害児者への対応が十分でない
3. 整備の手法
 - ・国からは、一律的な整備手法の明示はなく、整備手法モデルの提示のみ。→ “地域の実情に応じた整備を”
 - ・国から提示されている整備手法モデル
 - 多機能拠点整備型：1 の①～⑤ 5 つの機能を集約して整備する
 - 面的整備型：①～⑤の機能を地域で分担する
4. 岸和田市での整備に向けて
 - ・現在の岸和田市の 5 つの機能について
 - ① 相談について 委託相談 3、指定特定相談 26、一般相談 10
（ただし、うち地域移行支援サービス実施事業所は 1 箇所）

- ② 体験の機会・場について 事業者と調整して利用可能。しかし、常時確保ではなく、即座に最新情報や利用、対応可能かどうかの情報が得られない。
- ③ 緊急時の受入れ・対応について 24時間の緊急時の対応している事業者がない。
- ④ 専門性について
人材の確保・養成・連携等について、障害福祉サービス、相談支援等の各分野で育成・実施が進められてきた。しかし、一部の支援者に負担が偏るなど、効率的に運営できていない部分もある。
- ⑤ 地域の体制づくり
支援が必要な人の発見、漏れ落ちないための予防については、未整備。

5. 「面的整備」での取組みを提案

岸和田市には、「地域生活支援拠点等」の整備で求められる5つの機能が部分的に備わっている。障害福祉サービス、相談支援員、いきいきネット相談支援センター、地域包括支援センター、スクールソーシャルワーカーなど、多機関の連携も行われていることから、今ある社会資源をより活用しやすくし、地域の課題を把握しながら補足・強化していく「面的整備」の方法が「地域生活支援拠点等の整備」として適当だと考えられる。

6. 詳細説明及び質疑応答（自立支援協議会会長より）

- ・地域生活支援拠点等の整備は、市内事業者の協力が必要不可欠であり、事業者の方々の意見を聞きながら、面的整備をどう進めていくか、ワーキング(協議の場)を開催し考えていきたい。
- ・「地域生活支援拠点の整備」は今のところ国からの予算措置はないが、8050（親80歳・子50歳）問題をサポートできるよう、支援が必要な要援護者を早期に発見し、支援できる地域にしていく必要がある。
- ・地域での気付き、支援体制づくりなど、事業者の責務でもあるとお考え頂き、皆で支えていくネットワークづくりをまずは障害の分野で実施。行政のサポートも必要。また、事業者だけでなく市民に対しても情報・連携体制や社会資源を「見える化」し、情報を共有できるシステムづくりが必要。
- ・岸和田市の社会資源を「マップ」の作成、体験の場の確保、24時間対応で課題となる人の確保など、事業者方から課題や意見を出し合い、具体的な整備方法を検討していきたい。今後、ワーキングへの参画を依頼することとなれば、参集とご協力をいただきたい。